

大分県立看護科学大学構内駐車規程

平成18年 4月 1日
規程第 58 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学の構内における自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「車両」という。）の駐車に関して、必要な事項を定めるものとする。

(自動車の駐車場所の指定)

第2条 学生の駐車場所は、第1駐車場とする。

2 教職員の駐車場所は、学長が指定する。

(自動車以外の車両の駐車場所の指定)

第3条 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車の駐車場所は、駐輪場（交流棟1階）とする。

(学生の申請)

第4条 学生は、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を通学に使用し、構内に駐車しようとするときは、あらかじめ、自動車等通学許可申請（届）及び駐車許可証交付申請書（第1号様式）及び誓約書により申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請を適当と認めるとき、又は、届出を受理したときは、駐車許可証（第2号様式）を交付するものとする。

3 学生の自動車等による通学を許可する基準は、別に定める。

(教職員の届出)

第5条 通勤に使用する車両を構内に駐車又は公務旅行に自家用車を使用しようとする教職員は、あらかじめ、自家用車登録申請書（第3号様式）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、自動車等を通勤に使用する教職員について、前項の届出を受理したときは、駐車許可証を交付するものとする。

(指定場所以外の駐車禁止)

第6条 指定された駐車場所以外に駐車してはならない。

(駐車許可証)

第7条 第4条第2項及び第5条第2項の規定により交付を受けた駐車許可証は、自動車等を構内に駐車する場合は、自動車においては、運転席前部の車外から確認しやすい箇所に表示し、自動二輪車及び原動機付自転車においては、常に携帯しなければならない。

2 駐車許可証の有効期限は、学生については毎年度末とし、教職員については退職日又は転出日までとする。

(庶務)

第8条 学生の車両の駐車に係る事務は、教務学生グループで処理し、駐車許可証交付台帳を備えるものとする。

2 教職員の車両の駐車に係る事務は、総務グループで処理し、駐車許可証交付台帳を備えるも

のとする。

(雑則)

第9条 工事関係者等で車両を構内に一定の期間駐車する必要があるものについては、教職員の車両に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第10条 その他構内の駐車場所に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。